

Q & A

Q－4 正規雇用労働者の賃金規定等において、等級の下に号俸が存在する場合、どのように共通化したら良いでしょうか。

A－4 等級の下に号俸があり、当該号俸に基づいて個別の労働者の賃金が決定される場合、正規雇用労働者の時給換算後の賃金が有期雇用労働者等の時給より高くなる場合があることから、原則として正規雇用労働者の号俸等と有期雇用労働者等の時給が1対1対応としている必要があります。ただし、その場合には、各号俸を1つの等級とみなし、3区分（号俸）以上設け、2区分（号俸）以上共通化させた場合にも支給対象となります。

また、対象労働者の等級格付けについて、有期雇用労働者等に適用されている等級や号俸が、共通化した等級に格付けされている正規雇用労働者の等級・号俸以上であれば、共通化及びその適用がなされていると見做します。

<例：3等級と4等級を共通化した場合>

区分	正規雇用労働者	有期雇用労働者等
6等級	月給35万円	
5等級	月給32万円	
4等級	月給28万円	時給1,800円
3等級	月給25万円	時給1,500円
2等級		時給1,300円
1等級		時給1,000円

令和4年度以前の要件では、正規雇用労働者と有期雇用労働者等で共通する区分（以下「共通する区分といいます。」）のうち1区分以上、その区分に正規雇用労働者と有期雇用労働者等が格付けられている必要がありました。

令和5年度以降、正規雇用労働者が3等級、有期雇用労働者等が4等級等、共通する区分の中で有期雇用労働者等が正規雇用労働者より上位の区分に格付けられている場合も、助成対象となります。

（次ページに図が続きます。）

正規雇用労働者の 格付け等級	有期雇用労働者等の 格付け等級		令和４年度 要件	令和５年度 要件
４等級	４等級	→	○	○
４等級	３等級	→	×	×
３等級	４等級	→	×	○
３等級	３等級	→	○	○

また、その場合、有期雇用労働者等の格付けられている「４等級」にて、正規雇用労働者の月給を時給換算し、有期雇用労働者等の時給がそれ以上となっていることを確認します。

<換算・比較方法>

月給 28 万円 ÷ (正規雇用労働者の 1 日の所定労働時間 × 月平均労働日数 (週の所定労働時間 × 52 ÷ 12)) ≤ 時給 1,800 円 の場合、助成対象となり得ます。